

平成 21 年度

登録左官基幹技能者特例講習受講案内

現に資格を有する方の特例講習

左官基幹技能者



日左連キャラクター  
「さかん君」

この講習は建設業法施行規則に基づき実施する講習です。

(社) 日本左官業組合連合会

(国土交通大臣登録(第8号) 登録基幹技能者講習機関)

## ～ 特例講習の実施について ～

建設業法施行規則の改正により基幹技能者制度は、平成 20 年 4 月 1 日から登録講習制度として位置づけられ、国土交通省に登録した機関が実施する登録基幹技能者講習の修了者は平成 21 年度から国土交通省による経営事項審査で加点評価されます。

これに伴い(社)日本左官業組合連合会では、国土交通大臣登録機関として申請し、登録され「登録左官基幹技能者」として新たに実施することとなりました。

現有資格者が新制度による「登録左官基幹技能者」の修了者になるためには「特例講習」を受講する必要がありますので、特例講習の受講手続きを行ってください。

**特例講習を受講できる受講者は、日左連が平成 17 年度から平成 19 年度に実施した左官基幹技能者認定講習の認定者に限られます。**

### 1. 開催要領

#### (1) 開催日程

開催地	日 程	会 場	定員
宮 城 (東 北ブロック会)	平成 21 年 4 月 19 日(日)	仙台市青年文化センター 宮城県仙台市青葉区旭ヶ丘 3-27-5 電話 022-276-2110 <a href="http://www.bunka.city.sendai.jp/seinenbunka/">http://www.bunka.city.sendai.jp/seinenbunka/</a>	36 名
京 都 (近 畿ブロック会)	平成 21 年 4 月 26 日(日)	京都テルサ 京都府京都市南区東九条下殿田町 70 番地 (新町通九条下ル 京都府民総合交流プラザ内) 電話 075-692-3400 <a href="http://www.kyoto-terrsa.or.jp/access.html">http://www.kyoto-terrsa.or.jp/access.html</a>	100 名
東 京 (関 東ブロック会)	平成 21 年 6 月 6 日(土)	東京都左官工業協同組合 東京都新宿区揚場町 1-21 電話 03-3268-2331 <a href="http://www.tskkk.com/profl_6access-map.html">http://www.tskkk.com/profl_6access-map.html</a>	60 名
愛 知 (東 海ブロック会)	平成 21 年 7 月 5 日(日)	名駅ガーデンビル中央店 愛知県名古屋市中村区名駅南 1-4-12 ガーデンビル 7 階 電話 0263-72-8568 <a href="http://www.nagoyakaigishitsu.com/nagoya-kaigishitsu/shisetsu.php?sid=00032">http://www.nagoyakaigishitsu.com/nagoya-kaigishitsu/shisetsu.php?sid=00032</a>	100 名

## (2) 受講資格

次の要件をすべて満たしているものとする。

日左連が平成17年度から平成19年度に実施した左官基幹技能者認定講習の認定者  
で1年以上左官基幹技能者として左官工事の現場施工に従事した経験を有する者  
左官に関して10年以上の現場施工経験のある者

左官工事の現場施工において3年以上の職長経験のある者

同じく資格取得後、左官基幹技能者として左官工事の現場施工に従事している期間が1年未満の者にあっても「特例講習」を受講できる。この場合、左官基幹技能者として現場施工に従事した期間が1年をこえた時点で、実務経験証明書の提出をもって「講習修了証」を交付する。

特例講習における定員等により、 に規定する者に受講を優先させることができる。

## (3) 講習内容及び時間割

科目	テキストの該当頁	講習時間
基幹技能者のあり方	6 P - 11 P	30分
関連法規	17 P - 30 P	30分
施工管理・事務管理	53 P - 83 P 94 P - 97 P 178 P	40分
工程管理	106 P - 127 P	40分
資材管理	128 P - 133 P	40分
原価管理	133 P - 142 P	
品質管理	143 P - 144 P 152 P - 155 P	30分
安全管理	161 P - 171 P	30分
実務に役立つ話し方・OJT教育	179 P - 194 P	30分

## (4) 講習会教材

「基幹技能者共通テキスト」基幹技能者制度推進協議会、(財)建設業振興基金

## (5) 講習会に持参するもの

受講票

筆記用具(ノート、定規等)

左官基幹技能者資格証

講習修了証記載事項の確認について

「左官施工法2008」 お持ちの方のみ

## (6) 登録左官基幹技能者講習修了証の交付

建設業法施行規則に規定された「登録左官基幹技能者講習修了証」を後日（30日以上）送付いたします。

## 2. 申込要領 日左連会員企業の方は所属県連を通してお申し込みください。

### (1) 必要書類

1	講習（特例）申込書	<b>様式2（両面印刷2枚組）</b> に記入、押印、顔写真・受講料振込領収書の貼付け
2	実務・職長経験証明書	<b>様式1の1</b> に記入、受講者押印及び所属会社等の証明、押印 <b>受講者が事業主の場合は、誓約書を求める</b>
3	左官基幹技能者としての現場施工経験証明書	<b>様式2の1</b> に記入、受講者押印及び所属会社等の証明、押印 <b>受講者が事業主の場合は、誓約書を求める</b>
4	左官基幹技能者資格証の写し	日左連が平成17年度から平成19年度に実施した左官基幹技能者認定講習の認定者に交付したもの（カードタイプ）
5	顔写真	5cm×5cmを2葉（写真は上半身無帽、無背景で申請6ヶ月以内に撮影したもの、写真裏に所属会社及び氏名を記入） 講習申込書に1葉貼付け 受講票に1葉貼付け
6	返信用封筒（受講票送付用）	長3型（119mm×234mm）定型封筒に90円切手を貼り、受講者の宛名を記載（受講者又は所属企業の住所、氏名又は企業名） <b>注：日左連会員は必要ありません。</b>

書類に不備がある場合は、受講できない場合があります。

### (2) 申込方法

角2封筒（A4用紙用）に受講申込書等を折らずに入れ、必ず配達記録が残る方法（書留、配達記録など）で郵送してください。（封筒の前面左下に「登録左官基幹技能者講習申込書 在中」と明記のこと。）

（送付先） 社団法人 日本左官業組合連合会  
〒162-0841 東京都新宿区払方町 25-3

### (3) 申込期限

各講習会開催日の1か月前（必着）

(4) 受講料

認定講習受講料 7,350 円 (税込み)

\* 教材費含む

\* 振込手数料は振込人の負担です

\* 受講料は講習に欠席されてもお返しいたしません

(5) 受講料振込先

講習申込書確認後、後日ご連絡いたします。

(6) 受講票の送付

受講申込みをされた方には受講資格及び受講料入金の確認後、受講者へ「受講票」と「受講時の注意事項等」を送付いたします。受講者は講習初日に受講票を会場受付に提出してください。

受講票が開催日 10 日前になっても到着しない場合、又は紛失した場合及び受講票が破損している場合は、(社)日本左官業組合連合会に電話で照会してください。

受講票が到着したときは、直ちに内容を確認し次の事項に該当する方は以下の通りに対応してください。

改姓、改名等した場合は、後日、変更を証明できる公的書類(戸籍抄本等)を提出して頂くことがあります。

生年月日を訂正した場合は、後日、確認のため公的書類(住民票等)を提出して頂くことがあります。

(7) 問い合わせ先

社団法人 日本左官業組合連合会

〒162-0841 東京都新宿区払方町 2 5 - 3

電話 03-3269-0560 F A X 03-3269-3219

### 3. 個人情報保護について

1. 法令等の遵守

社団法人 日本左官業組合連合会は、左官基幹技能者の個人情報を取り扱うにあたり、個人情報保護に関する法令等を遵守します。

2. 利用目的

利用目的は次の通りです。

(1) 左官基幹技能者講習申込の資格審査及び個人認証のため

(2) 左官基幹技能者に左官工事等に関連した情報を提供するため

(3) 左官基幹技能者の資格証等の再発行、更新講習のため

- ( 4 ) 資格制度に関するデータベースのため
- ( 5 ) 左官基幹技能者の登録データベースとして規則による公表のため
- ( 6 ) 個人情報を統計的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工した統計資料等を作成するため

### 3 . 適正な個人情報の取得

個人情報を、偽りその他不正の手段で取得することはありません。

### 4 . 第三者への提供

次の場合を除き個人情報を第三者に提供することはいたしません。

- ( 1 ) 左官基幹技能者よりあらかじめ同意を得ている会社に提供する場合。
- ( 2 ) 法令に基づく場合。
- ( 3 ) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、左官基幹技能者の同意を得ることが困難であるとき。
- ( 4 ) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成推進のために特に必要がある場合であって、左官基幹技能者の同意を得ることが困難であるとき。
- ( 5 ) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、左官基幹技能者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

### 5 . 安全管理

- ( 1 ) 個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他安全管理のための必要かつ適切な措置を講じる。
- ( 2 ) 個人情報を取り扱うにあたっては、個人情報の安全管理が図られるように指導、適切な措置を講じます。
- ( 3 ) 個人情報の取り扱い全部または一部委託する場合は、その取り扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行ないます。
- ( 4 ) 個人情報の取り扱いの苦情について、適切かつ迅速な対応をいたします。